

- 2、衛生設備を完全にされ度
 - 1、浴場の改善及坑内水の使用廢止
 - ロ、納屋衛生設備の完備
 - ハ、飲料水を十分に給與すること
 - 3、労働時間を十時間に制定
 - 4、最底賃金二圓に制定但撰炭夫は最底六十錢のこと
 - 5、入坑手當年功手當を左の通り設くること
 - イ、三年未滿は一ヶ年ニ付十五日分
 - ロ、五年未滿は一ヶ年ニ付二十日分
 - ハ、十年未滿は一ヶ年ニ付二十五日分
 - ニ、十年以上は一ヶ年ニ付三十日分
 - 6、婦人坑夫の解雇手當を左の如く支給せられ度
- 本年の三、四、五月の統計にて一年に付五十日分一年未滿

- に對しても五十日分
 - 7、整理されたる坑夫の借金棒引にせられ度
 - 8、野上坑時代の坑夫の整理及不當解雇を絶対にせざること
 - 9、函引を絶対に廢止せられ度
 - 10、坑内設備を完全にせられ度特に坑道と人道との區別を鮮明にせられ度
 - 11、税金及家賃の全額を會社にて負擔せられ度
 - 12、購買會の物品を値下され度並に物品を充分に備へられ度
 - 13、本件に關し絶対に犠牲者を出さざること
- 右歎願書に就て勞資双方一應接濟するところありたるも、本件發生と共に坑長と親懇あり且つ日石幹部とも相識る飯塚市居住醫師大塚守四郎氏は争議の發展を憂慮し直ちに兩者の間を斡旋したる結果解決點を見出したので、右歎願書を一應撤